

第3次北広島町長期総合計画等策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

第3次北広島町長期総合計画等策定支援業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関する詳細は次のとおりである。

なお、企画提案書の提出は、書面及び電子データにより行うこととする。

1 業務概要

- (1) 業務名 第3次北広島町長期総合計画等策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙 第3次北広島町長期総合計画等策定支援業務 仕様書（以下「仕様書」という。）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託金額 11,319,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内
ただし、令和7年度（契約締結日から令和8年3月31日）の委託金額
の上限は5,819,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
とする

2 業務の目的

本町は、平成29年に10年間の総合的なまちづくりの指針となる第2次北広島町長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）を策定した。また、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方人口ビジョンとして北広島町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）を平成27年に策定し、地方版総合戦略として第3期北広島町総合戦略を（以下「総合戦略」という。）令和6年に策定している。

長期総合計画及び総合戦略の計画の最終年度は令和8年度であり、改定時期を迎えてることから、次期計画となる第3次北広島町長期総合計画、地方版総合戦略、人口ビジョンの策定に係る支援業務を委託するものである。

3 プロポーザルの実施方法

- (1) プロポーザルは、本業務の業務委託予定業者（以下「委託予定業者」という。）を選定する。
- (2) 委託予定業者の選定にあたっては、北広島町の職員で組織する「第3次北広島町長期総合計画等策定支援業務委託予定業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査を行う。
- (3) プロポーザルへの参加資格については、参加申込書等を提出した者の参加資格要件を確認し、提出者へ通知を行う。
- (4) 選定委員会は、選定審査において、企画提案書を提出した者の中から本件業務の委託予定業者としてふさわしいものを特定する。（特定された者を「特定者」という。以下同じ。）

(5) 特定者が、契約の締結までにプロポーザルの参加資格に該当しなくなった場合又は随意契約の見積書徵収において辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、随意契約の手続きを行うこととする。

4 プロポーザルの参加資格

プロポーザルへの参加資格者は、法人格を有する団体で、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定による入札参加制限を受けている者

②手続開始の公示の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、北広島町の指名除外措置を受けている者

③施行令第 167 条の 4 第 2 項に該当する者で、町長が入札に参加させないこととした者

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は北広島町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 15 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者。

(2) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な体制を備えており、委託事業を的確に遂行できること。

(3) 北広島町入札参加資格者名簿（役務）に登録されている者であること。ただし、契約締結の日までに登録される予定の者も含む。

(4) 個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

(5) 町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 プロポーザルのスケジュール

内容	日程（期限）	備考
募集開始	令和 7 年 6 月 25 日（水）	
閲覧期間	令和 7 年 6 月 25 日（水）から 令和 7 年 7 月 11 日（金）まで	閲覧場所：北広島町ホームページ
質問受付	令和 7 年 7 月 4 日（金）まで	提出方法：電子メール等
質問回答期限	令和 7 年 7 月 10 日（木）	回答方法：電子メール
参加申込書の提出	令和 7 年 7 月 11 日（金） 午後 5 時まで	提出方法：電子メール等
企画提案書の提出期限	令和 7 年 7 月 17 日（木） 午後 5 時まで	提出方法：電子メール等
選定審査会（プレゼンテーション）	令和 7 年 7 月 25 日（金）	北広島町役場本庁 2 階 201 会議室

審査結果の通知	令和7年7月末（予定）	通知方法：電子メール
---------	-------------	------------

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本事業の業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール等（様式任意）により提出する。提出の際は、会社名、所在地、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。

(2) 提出先

「7 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

(3) 回答方法

質問受付期日までに提出されたすべての質問の回答は、令和7年7月10日（木）までに全事業者へ回答する。なお、提案書等の作成に係る質問以外は回答しない。

7 書類提出及び問い合わせ先

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田1234番地

北広島町役場財政政策課政策契約係

電話：0826-72-7359

電子メール：seisaku@town.kitahiroshima.lg.jp

8 プロポーザル図書の閲覧及び入手方法

(1) 閲覧開始

令和7年6月25日（水）から令和7年7月11日（金）まで

(2) 閲覧場所

北広島町ホームページ

(3) 図書の入手方法

北広島町ホームページからダウンロードすること

9 プロポーザルへの参加申込書の提出（資格審査）

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「7 書類提出及び問い合わせ先」へ提出すること。

なお、参加申込後、参加を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式4）を提出すること。プロポーザルを辞退したものは、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

<共通>

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 会社概要説明書（様式2）

(3) 業務実績書（様式3）

<北広島町競争入札参加資格者名簿に登録されていない者のみ>

(4) 最新決算年度の財務諸表（写し可。賃借対照表及び損益計算書。）

(5) 町税納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）

(6) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）

(7) 印鑑証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）

10 プロポーザルへの参加承認通知

参加申込に係る書類の確認後、プロポーザルへの参加の認否を電子メールで通知する。

11 企画提案書等の提出手続き（選定審査）

プロポーザルへの参加承認を受けた事業者は、以下の書類を企画提案書等の提出期限までに「7 書類提出及び問い合わせ先」へ提出すること。なお、提出後の提案内容等の修正は一切認めない。

(1) 提出書類

- ・企画提案書提出届（様式5）
- ・企画提案書（様式自由）
- ・実施体制図（様式自由）
- ・工程表（様式自由）
- ・提案見積書（様式自由）

(2) 作成方法

提出書類は、日本工業規格A4を用い、以下の点に注意し作成すること。

①企画提案書は、片面印刷、カラー可、20ページ以内、本文フォントサイズ10.5以上で作成すること。

②実施体制図及び工程表は、仕様書に示す業務内容における実施方法、業務の進行など具体的に記載すること。

③提案見積書は本事業に係る所要経費を全て見積もり、見積りの根拠となった明細を明らかにすること。

参加する事業者が課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。（前記に加えて、消費税及び地方消費税相当額を見積書に記載することは差し支えない）

(3) 提出部数および提出方法

持参又は郵送の場合は、7部作成し提出する。電子メールの場合は、「(1) 提出書類①～⑤」の全てを1つのファイルにし提出する。ただし、メール受信容量が10MBのため、これを超える場合は複数ファイルに分割し、分割送信すること。

提出先は、「7 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

12 審査

(1) 審査方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、「第3次長期総合計画後期基本計画策定支援業務委託予定者選定委員会」において総合的に評価を行い、特定者を選定する。ただし、審査の結果、最高評価得点数であっても6割以上の評価に満たない場合は、選定委員会が対応を検討する。

プレゼンテーションの実施日時は令和7年7月25日（金）午後を予定しており、時間は1者あたり質疑含めて20分程度を予定しているが、参加者の状況によって変更する場合がある。詳細については、参加者に個別に連絡する。

(2) 評価項目

別表「プロポーザルの審査基準」のとおり

13 選定結果の通知

選定結果は提案者全員に通知する。同時に、特定者とその次点者の得点、名称をホームページで公表する。なお、審査内容の詳細については非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

14 その他

(1) 費用の負担

プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルの参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①参加申込書及び企画提案書が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ②参加申込書及び企画提案書が、町の定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- ③参加申込書及び企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④参加申込書及び企画提案書に虚偽に内容が記載されている場合
- ⑤選定委員会又は関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（プロポーザル実施要領に定める手続きは除く。）
- ⑥審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑦北広島町の審査の結果、参加資格がないと認められる場合
- ⑧北広島町から指名停止等の措置を受けている場合

- ⑨地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当する場合
- ⑩会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ⑪破産法第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続き開始申立てがなされた場合。
- ⑫北広島町暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同上第 3 号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）。
また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑬無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- ⑭宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- ⑮国税、地方税を滞納している場合
- ⑯その他、プロポーザル実施要領に違反すると認められる場合

（4）業務委託契約に関する事項

契約は、北広島町財務規則（平成 17 年規則第 47 号）に基づき行う。

- ①契約の方法
随意契約とする。
- ②業務委託契約約款
北広島町の定める「業務委託契約約款」を使用する。
- ③契約保証金
契約保証金は免除する。

（5）その他

- ①参加事業者は、参加申込書及び企画提案書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ②企画提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、プロポーザルの審査及び記録としてのみ使用する。ただし、情報公開請求があった場合、北広島町情報公開条例第 6 条各号の公開しないことができる情報に該当しない場合、提案者の承諾を得ずに提案書類を公開することがある。
- ③参加申込書及び企画提案書は、審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- ⑤参加申込書及び企画提案書の提出は、1 者につき 1 提案に限る。
- ⑥企画提案者が 1 者であっても審査を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、特定者とする。

別表 プロポーザルの審査基準

企画提案書を特定するための審査基準は次のとおりとする。

審査項目	審査基準	点数
業務実施体制	業務実施に係る人員体制及び専門知識を有した実績ある人員が配置されているか。	10 点
企画提案内容	本業務を十分理解し、仕様書に提示された業務内容がすべて網羅され、具体的かつ分かりやすく記載されているか。	10 点
	分析および効果検証の手法について、各種計画、各種統計調査等の活用など、計画策定につながる提案となっているか。	20 点
	最新の社会情勢を踏まえ、業務の確実な実施に向けた工夫や対策が含まれた提案となっているか。	20 点
	本町の特性にあった取組の提案、計画策定に向けた、新たな視点、的確性、独創性のある提案となっているか。	20 点
	仕様書にない提案など業務への積極的な姿勢がみられ、本町への業務支援方法が適格で協力的であるか。	10 点
金額	次の算式で採点する。ただし、小数点以下は切り上げる。 (算式) $\left(\frac{\text{委託料上限額} - \text{提案額}}{\text{委託料上限額} - \text{最低提案額}} \right) \times 10$	10 点
合計		100 点

※選定審査における各委員の評価点の平均点が、高い順に順位を決定する。

※ただし、審査の結果、最高評価得点数であっても 6割以上の評価に満たない場合は、審査委員会が対応を検討する。